文化芸術創造都市推進事業　審査基準

１．採択案件の決定方法

文化芸術創造都市推進事業（以下，「本事業」という。）委託実施要項等に基づき提出のあった業務計画書等について審査を行い，予算の範囲内において，各委員の評価の得点合計が高く，かつ一定の条件を満たす者を採択案件に決定する。

２．審査方法

業務計画書等に基づき，文化庁に設置する芸術文化活動に対する文化芸術創造都市推進事業審査委員会（以下，「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。また，必要に応じて審査期間中に業務計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

３．評価方法

（１）事業実施体制

○事業の実施に必要な人員・組織体制が整っているか。

○事業実施に必要な関係者及び関係機関との連携体制が整っているか。

○事業を効果的に実施するために必要な類似の事業の実施実績等を有しているか。

（２）事業の趣旨・目的及び効果

○本事業の趣旨・目的にかなっているか。広く国民に対しても認知度を高められるか。

○文化芸術創造都市のネットワークを強化，拡大及び充実させるとともに，個々の文化芸術創造都市の活動促進や，各地域の文化芸術創造都市を連携・交流促進することについてのイメージが明確か。

○未加盟自治体の加盟を促進するか。

（３）事業計画の実現性・有効性

○国内地域における文化芸術創造都市の活動を図るための計画が具体的であり，実現性があるか。

○文化芸術創造都市に取り組んでいる自治体やこれから取り組もうとしている自治体等にとって有意義か。

○提案内容に対して，妥当な経費が示されているか。

（４）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認

定等相当確認を有していること。

４．評価基準

（１）評価は下記の各項目について次の評価基準による５段階評価とし，審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

なお，１２点を最低評価点とし，これを下回るものは採択しない。

〔評価基準〕

特に優れている ４点　　適当である ３点

どちらかというと適当である ２点　　改善すべき課題が多い １点

不適当である ０点

（２）「３（４）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお，内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については，相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づ

く認定（えるぼし認定）等

・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点

　・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点

　・認定段階３＝１．５点

　・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務

　　がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計

　　画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．２点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・

　プラチナ認定企業）

　・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年

　　厚生労働省令第３１号）による改正前の認定基準又は同附則第２条第３項

　　の規定による経過措置により認定）＝０．５点

　・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年

　　厚生労働省令第３１号）による改正後の認定基準により認定）＝０．７点

　・プラチナくるみん認定＝１点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

　・ユースエール認定＝１点

○上記に該当する認定等を有しない＝０点

５．その他

（１）審査委員の遵守事項

ア　利害関係者の排除

申請された企画提案書の事業内容と利害関係がある審査委員は，事務局にその旨を申し出ることとし，当該申請の審査に加わることができないこととする。

イ　利害関係の範囲

①　審査委員が，申請する団体に所属している場合

②　審査委員が，申請する団体から謝金・給与等の報酬を得ている場合

③　審査委員が，中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

（審査委員が,申請する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

ウ　秘密保持

審査委員は，審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る

情報については，外部に漏洩してはならない。また，審査委員として取得した情報

（業務計画書類等の各種資料を含む。）は，厳重に管理しなければならない。